

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、はつり工として25年間にわたり粉じん作業に従事していたところ、平成〇年〇月初旬から食欲不振、吐き気、ふらつき、体重の減少及び微熱の症状が発現したため、同年〇月〇日A病院に受診し「顕微鏡的多発血管炎（MPA）」（以下「本件疾病」という。）と診断され、加療を継続していた。

請求人は、請求人に発症した本件疾病は長年の粉じん作業によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として平成〇年〇月〇日付けで労働局長から「じん肺管理区分：管理3イ、続発性気管支炎」の決定を受け、労災保険による療養を行っている。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人らは、本件疾病の発症原因はじん肺であると主張するので、医証等を検討すると以下のとおりである。

- (1) 請求人に発症した本件疾病について、B医師は、意見書において、要旨、「生検に関する病理検査報告書は提出された資料には含まれておらず、ガイドライン所見と対比、検証することはできなかつた。り患率、臨床検査所見などからみるとMPAに矛盾しないが、肺結核の併発によって臨床経過が修飾された可能性は否定できない。」と述べている。また、C医師は、意見書において、要旨、「腎生検結果では、免疫複合体、補体の沈着も前回○（平成○）年より更に進んでいるなどの診断基準に反する記載がみられ、MPAの診断に疑問を抱かざるを得ない。その後の腎生検の病理組織所見には、病変部での免疫グロブリンAとM及び補体（C3c）の沈着が示されており、MPAの診断基準に抵触している。」と述べている。
- (2) 本件疾病とじん肺の関係について、B医師は、意見書において、要旨、医学的に明確な因果関係が確立されていないと述べており、C医師の意見書においては、要旨、MPA病変がシリカ粉塵吸入に起因した業務上傷病であると判断できないと述べられている。
- (3) 当審査会は、医証等を再検討した結果、請求人に発症した本件疾病は診断確定に至っているとはいえず、また、じん肺との因果関係も明確ではないとする、B医師、C医師の意見を妥当と判断する。

したがって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。